

実地指導結果
サービス種別：就労継続支援B型

令和4年3月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

| 申請者名 | 所在地 | 事業所名 | 実地指導日 | 文書による指導の内容 | 指導に対する 是正状況 | 備考 |
|--------------------|------|-----------------|----------|---|----------------|----|
| 社会福祉法人高知県知的障害者育成会 | 芸西村 | 第2香南くろしお園 | R3.6.29 | 令和3年4月以降、送迎加算（Ⅱ）の要件は満たすが、送迎加算（Ⅰ）の要件を満たしていないことが認められた。 事業所で精査したうえで、令和3年4月以降に送迎加算（Ⅰ）を算定している事例は、送迎加算（Ⅱ）との差額を返還する等の措置を講じること。 | 改善済 | |
| 特定非営利活動法人STEP ONE | 須崎市 | 多機能型事業所STEP ONE | R3.7.6 | なし | | |
| 社会福祉法人コージー南国 | 南国市 | コージー | R3.7.8 | 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、施設外就労先又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う必要があるが、訓練目標に対する達成度の評価等が実施されていないことが認められた。 報酬算定の対象となる支援の要件を満たしていない施設外就労加算については、事業所において自主精査したうえで返還等の措置を講じること。 | 改善済 | |
| 一般社団法人エンジェルガーデン南国 | 南国市 | 南国にしがわ農園 | R3.7.15 | 「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明に示された一般社団法人の作成すべき「就労支援事業事業活動計算書」及び「就労支援事業別事業活動明細書」の作成が漏れていることが認められた。 就労支援事業においては、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した金額を工賃として利用者へ支払うこととされていることから、適正な利用者工賃の算出をするため、就労支援活動増減差額の把握が必要であり、定められた計算書及び明細書の作成を怠らないこと。 | 改善済 | |
| 社会福祉法人須崎市福祉事業協会 | 須崎市 | 社会就労センター 山ももの家 | R3.7.29 | なし | | |
| 特定非営利活動法人四つ葉のクローバー | 四万十市 | Re・Guru | R3.10.13 | 事業所で発生した事故（外部の医療機関で治療を受けたケガ）について、県及び市町村への事故報告書の提出が漏れている事例が認められた。 事故発生時には、「障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告取扱要領」に基づき、速やかに県及び市町村に報告すること。 | 改善済 | |
| | | | | 令和2年度以前に施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、施設外就労先又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う必要があるが、訓練目標に対する達成度の評価等が実施されていないことが認められた。 報酬算定の対象となる支援の要件を満たしていない施設外就労加算については、事業所において自主精査したうえで返還等の措置を講じること。 | 改善済 | |
| 株式会社ワークチャンス | 芸西村 | 多機能型事業所ワークチャンス | R3.11.2 | 法定代理受領した訓練等給付費の額を利用者に通知していないことが認められた。法定代理受領により市町村から指定就労移行支援、指定就労継続支援B型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知すること。 | 改善済 | |